

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285023

研究課題名(和文) 不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究

研究課題名(英文) Study of Diversification of Tort Law from Institutional and Legislative View Points

研究代表者

瀬川 信久 (Segawa, Nobuhisa)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：10009847

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,600,000円

研究成果の概要(和文)：不法行為法は1990年代以後にそれ以前と異なる問題に直面するようになった。とりわけ、環境・生活基盤、市場取引、生命・医療の分野においてはそのことが顕著である。本研究は、不法行為法理論をこの状況に対応できるものとするために、上記の3分野を中心に、法解釈理論、制度論、立法論の観点から、今日の不法行為事件の構造と課題を析出した。その結果として、過失・危険を超えるリスクへの責任原因の拡大、保護法益の拡大・多元化と多層性、注意義務と賠償責任における他の関与者の考慮、個別的因果関係の要件の再検討という構造的問題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Tort law is facing new problematics since 1990's, especially in the cases of living environment violation, market transactions troubles including business-to-consumer site, and life and medical service errors. In order to make tort law theory more compatible with today's tort cases, our study worked to elucidate the structural characteristics of these new problems. The study was done not only from the legal interpretational view point but also from the institutional and legislative view point. It points out the structural characteristics of these new problems. First, the extension of liability cause form negligence to scientifically uncertain risk leads to a transformation of the concept of negligence. Second, the extension of the protection by tort law leads to diversification of legal benefit. Third, the pluralization of those involved in injury leads to the necessity to coordinate each one's duty and his liability.

研究分野：民事法学

キーワード：不法行為法 差止め請求 医療訴訟 消費者訴訟

1. 研究開始当初の背景

1980年代までの経済成長期の不法行為に対し、1990年代以後の不法行為事件には新たな動きがみられる。とりわけ、環境・生活基盤、市場取引、生命・医療の分野においてはこの間の変容が顕著である。また、その変容は分野によって異なり、「権利侵害から違法性へ」「過失の客観化」のような単純化することができない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、不法行為法理論に関するこのような認識から、今日の不法行為法の動きを分析しその結果を踏まえてこれまでの不法行為法理論を再検討し、現実の問題に対応できる不法行為法を構築し提示することである。

3. 研究の方法

本研究は、上記の目的のために、不法行為法の新しい問題が集中的にみられる3つの領域について3つの班を設置して検討を進めた(人格利益の侵害については、理論・総括班で検討した)。また、不法行為法の再構築には、賠償責任を念頭に置く解釈論だけでなく、原状回復・差止め・団体訴訟等の多様なサンクションを視野に入れた制度論、さらには立法論が必要であることから、法解釈論だけでなく、制度論・立法論の観点からも検討した。さらに、現実に対応しうる不法行為法理論を構築するために、問題の背景を明らかにするようにした。

4. 研究成果

以上のような体制と方法によって1990年代以後の不法行為法に特徴的な問題を分析し、不法行為法理論を再構築する基礎を明らかにした。得られた知見を、検討した主要3領域と全体とに分けて述べる。

(1)環境・生活基盤の領域

ここでは近年特に、具体的な侵害可能性に至らない段階でのリスクに対する差止め請求事件、あるいはそのような段階での活動による侵害を理由とする損害賠償請求事件が増加している。

保護法益としての不安感、危惧感

リスクの段階での差止め請求・損害賠償請求については、廃棄物処分場や原発に対する付近住民の不安感、危惧感の法的位置づけ如何が問題になっている。一部の下級審裁判例は平穩生活権概念に基づき通常人の不安感を問題とし民法研究者の一部はこれを支持するが、一部の行政法研究者は不安感に基づく差止めを強く批判している。

不安感・危惧感とどまるといっても、施設の設置や様々な事業活動等に対する不安感・危惧感が著しいケースもある。しかし、他方で、これに基づく請求を認めると、不安感・危惧感が主観的利益であり、臆測に基づく差止めや賠償によって社会活動を停滞さ

せる可能性がある。そこで、不安・恐怖感を理由とする原告の主張は認めつつも、安全性一般に対する証明責任の転換はせず、他方で、被告に「不合理なリスクがないことについて確認する義務」を課すことを提案した。これは平穩生活権概念の再構成である。すなわち、被告は原告のかけがえのない生命・健康、生活基盤を侵害するおそれがあり、そのような不確実な状態を作り出した以上、市民や社会が不合理なリスクを受忍する義務はないことを理由に、被告は、リスク((発生し得る)損害×可能性)を不合理でないレベルに収め、かつ、それを確認することが求められると考えるのである。ここにいう「不合理なリスク」については、現在の科学技術水準に加え、科学的不確実性の程度を踏まえつつ、損害発生の可能性と(発生した場合の)損害の重大性を考え、合理性の有無によって差止めを認めるか否かを判断する。原発についてみれば、例えば「(原子力規制委員会が定める)安全目標を超える事故の危険性がないこと」についての確認を問うことになる。

過失の予見可能性

具体的な侵害可能性がなかった段階で侵害が生じた場合には、損害賠償責任の過失要件について新たな問題が提起されている。過失として、人の生命・身体に対する一般的な不安感・危惧感で足りると考えれば、科学的不確実性も過失で判断できる。しかし、これだと、過失と無過失の相違が希薄になり、活動の自由が脅かされる。一般に、高度の危険性を有する企業活動では、過失の予見可能性の判断において高度の予見義務が課されるべきだが、未知の危険についてこの高度の予見義務を課すことは一般的には適当ではない。しかし、未知の危険であっても、熊本水俣病第1次訴訟判決(熊本地判昭和48・3・20)のように、自ら排出(さらに販売)するものについては、予見義務を媒介として、具体的危険に転換し、過失を認めることが可能であり、排出型と事故型のケースを区別すべきである。排出型は、通常操業が自ら発生させるものである以上、その排出物がもたらしうる被害については被告において予め調査する義務があり、またそのような調査は被告にとっても比較的容易なはずだからである。

企業と国の責任関係

アスベスト労働者の被曝に関し、企業と(規制権限を適法に行使しなかった)国の責任の関係が問題になっている。裁判例では、)国と直接の加害企業との関連共同性を肯定し、共同不法行為と認めるもの、)両者の関連共同性を否定し、共同不法行為を否定するものに分かれ、)の中で、-1)賠償責任の対象となる損害が同一であることから、両者の損害賠償債務が(全額について)不真正連帯の関係に立つとするものと、-2)国に部分連帯の責任を課すものに分かれる。国と直接加害者には有力説の言う緊密な関連共同性は認められない点で競合的不法

行為となるが、原則として全額連帯としつつ、国の責任の範囲を損害との関係で区分できる場合又は国が自らの寄与度を抗弁として主張立証する場合には、全額連帯としないことが適切である。そして、国の内部的負担部分については、国には、加害企業を監督する面（使用者的な後見性）と、承認や規制を行う場合に独自の調査をし、企業とは別の次元で責任を負う面があり、この後見性と独自性を考慮しつつ判断するのが適当である。この点は公害、薬害の最高裁判決が認め、近時、原子力事業者と国の責任の関係でも裁判例及び法制度化において問題となっており、複数当事者の責任関係の一環として、引き続き検討を加える予定である。

(2) 生命・医療の分野

この分野では、今日的な医療の特質・変化の、医療事故・紛争と不法行為理論に対する影響を与えている構造を明らかにし、その状況に対する対応策の展望を示した。

まず、医療の特質・変化を整理した。

第1は、医療の役割の拡大である。すなわち、従来、医療は疾病や障害の治療を目的とし、治療の方法や医療後の生活の質等には無関心であった。しかし、現在では患者の希望に沿った医療や、患者の治療後の生活の質への配慮等が求められている。

第2は、医療技術の進展と、それに対する国民や消費者の期待の拡大である。医療技術の進展は、治療が困難であった疾病の治療を可能とし、また、医療技術が、治療だけでなく、疾病の予防、さらに健康増進や美容等に用いられるようになった。これに伴い、治療とそれ以外の区別が曖昧になるとともに、患者と消費者の区別も曖昧になりつつある。

第3は、それらの結果としての、医療サービスやその提供体制の複雑化である。医療サービスの内容自体が、治療のほか生活や消費に関わるだけでなく、それを提供する体制も、国や地方自治体、医療機関、製薬・医療機器製造企業、医師やその他の専門職（看護師等の医療職だけでなく介護職にも拡大している）等多数の人員が関わる。また、絶えず医療技術が進展する中でサービスが提供されることから、サービスの複雑さ、見通しの難しさも顕在化しつつある。

以上の点は不法行為法に問題を提起する。

第1は、法益の拡大論とそれに対応する注意義務論の変容である。かつては生命や身体のみが被侵害法益として観念され、それに対応して注意義務の基準では医療水準論が論じられるにとどまった。しかし、法益が自己決定や生活の質等にも拡大したため、それをどこまで拡大してよいかの問題が生じ、また、注意義務の基準をどこに置くかがあらためて問題になっている。

第2は、医療への自己責任論の領域の拡大である。かつてのように医療を治療としてのみ考える場合、それは医師の判断（のみ）に

委ねることも可能であった。しかし、医療技術・サービスが生活や予防、さらには美容などにも関わる現在では、自己決定と自己責任の役割がきわめて大きくなる。しかし、一方でそれは高度に専門的なサービスでもある点で、完全に自己責任に委ねることもできず、その領域分配をどのように行うかという困難な問題が生じている。

第3は、医療にかかわる不法行為の複雑化と、責任判断の困難化である。現代的に問題となる医療事故・医療紛争では、医師の行為や医師の指示・判断にのみその原因を求めうる類型はむしろ稀となり、医療機関における医療の提供体制の問題、他職種との連携における問題、国や製薬企業との連携・情報伝達の問題、それらの販売戦略上の問題、さらには患者または消費者的側面を持った患者、場合によっては医療技術サービスを受ける純粋な消費者の問題（過度な期待や誤解など）などが複雑に絡み合っていることが多く、技術の発展の中で必然的に生じる事故・被害もその中に含んでいる。それゆえ、その解決のために、多様な当事者と多様な要素が関わる中で生ずる責任をどのような理屈でどのように配分するかの判断が困難であるだけでなく、帰責の理論による配分が不可能なリスクをどう位置づけるかの問題も生じている（例えば、医薬品副作用被害救済制度の対象となる医薬品副作用は当事者に責任がないとして補償の対象になるが、新規医薬品・抗がん剤の副作用等は、特に製薬会社の情報伝達や投与する医師の問題が関係する場合に完全に自己責任としてよいか問われる）。さらには医療に対する法の関与の在り方も意識されなければならない。すなわち、法的責任分配が医療サービスにおける本来の（判断主体としての）責任分配の在り方に影響を与え、医療サービスの提供にゆがみをもたらす可能性がある。

これらの問題に対する法解釈論上、制度論上の対応は現状では部分的で不十分である。

まず、医療・医薬品の事故に関する判例理論では、事案に応じて法益の拡大や説明義務論の拡大により一応の対応がなされているが、例えば説明義務も、リスク分配の在り方を基礎づけとまでは言えず、また、法的ルールが具体的であるほど医療の質確保に不可欠な医療の主体的・自律的判断を妨げる可能性もある。

また、医療の分野では、制度論としての無過失補償制度や医療事故調査制度が論じられ、または実際に発足しており、この動きは上記のようなジレンマに対応するものともいえる。研究ではこの方向性も検討したが、一方で、「根本の原因があるところに法的責任を負わせる」ことにより、事故を予防し、医療の質を確保するという方向性も検討した。国が、「地域包括ケア」構想により、病院中心の医療提供体制から、在宅医療をモデ

ルとした地域による医療提供体制への移行が提示されている中、どのような法の関わり方、法的責任の在り方が現実的か、政策適合的かを考慮しつつ、責任論およびリスクの分配論を検討することの必要性を指摘した。

(3)取引・市場の領域

消費者取引被害・投資取引被害の救済のための不法行為に基づく損害賠償の要件や効果に焦点を置いて「取引関係における不法行為」を検討した。これまでの不法行為法は交通事故や公害等の事実的不法行為が中心であり、それに比べると「取引的不法行為」の検討は断片的で、総合的な研究はみられない。しかし、取引的不法行為の事例が急激に増加しており、また、その要件・効果には事後的な不法行為とは異なる特徴がある。事後的な不法行為を念頭に置くこれまでの不法行為法理論が見落としてきた諸問題を拾い上げる作業は、今後の不法行為法理論の進展を図る上で鍵になると考えた。

要件・効果論における保護法益の重要性

このような問題意識から、取引的不法行為が問題となる諸事例を検討した結果、故意・過失の判断に関しては、事実的不法行為の場合には、侵害回避義務を加害者にどれだけ負わせるかが不法行為の成否の判断の中心であったが、取引的不法行為では、侵害回避義務の中でも十分な説明によって損失を回避する義務をどこまで負うかが問題の核心であること、権利侵害・違法性の判断に関しては、取引的不法行為では、故意・過失よりも権利・法益侵害、違法性の判断が不法行為の成否にとって大きな部分を占めること、因果関係・損害の評価については、例えば、取引的不法行為において、自己決定権侵害を損害賠償額の算定と密接に結びつけて議論していることに現れているように、取引的不法行為にあっては事後的な不法行為の場合に比して、因果関係・損害の評価が権利・法益侵害、違法性の判断とより密接に結びついていることを明らかにした。

以上から、取引的不法行為においては、保護される権利や法益が重要であり、「契約締結への信頼・期待」「自己決定権」「取得した財産の安全性」といった保護法益を見据えた不法行為法理論が検討に値することを示した。取引的不法行為にはいくつかの類型があり、問題となる保護法益も一様ではないが、上記の保護法益は、各類型に即して導いたものである。そのため、取引的不法行為に共通する特徴やルールを探求は今後の課題として残っているが、従来の研究が及んでいなかった不法行為領域について検討すべき問題点や検討の方向性を示すことができたと考えている。

契約責任法と不法行為法の輻輳と連携

以上のほか、取引的不法行為においては、当該取引行為に対する否定的評価として、不法行為に基づく損害賠償の他に、法律行為法

の側面から当該取引の無効・取消しが考えられることから、いわゆる原状回復の損害賠償が議論されているが、この問題は、昨今の取引関係の複雑化を背景に、取引に関与する者が複数存在する場合の取引的不法行為の問題として、新たな展開を見せ始めている。この問題に対しては、これまで複合契約論の問題として、法律行為法的な処理に重点が置かれ、一つの契約の無効・取消し・解除などが他の契約にどう影響するかが議論されており、損害賠償という観点からの検討は十分ではなかったが、不法行為法からの応接として、共同不法行為、とりわけ幫助者の責任について考える必要がある。ただし、取引的不法行為の共同不法行為については判例も少なく、従来の共同不法行為論がこの場面に適合的であるかは検討の余地がある。また、複数関与者のうちの一定の者に対しては信義則上の義務の違反に基づく契約責任を考える可能性もある。取引的不法行為における法律行為法、不法行為法、契約責任法のこのような重畳関係を指摘し一つの整理を与えたが、法律行為法・契約法との役割分担を考えた取引的不法行為理論を構築するためには、取引的不法行為における保護法益をどう考えるかが重要な鍵になると考えている。

取引的不法行為法の理論体系

取引・市場領域での不法行為法の従来の検討は上記(ア)を中心とし、そこでの議論は、取引的不法行為を事実的不法行為あるいは事後的な不法行為の修正と考えていた。これに対し、本研究は、取引的不法行為の拡大と上記(イ)の問題の所在を明らかにすると同時に、取引的不法行為について独立した理論体系を構築する必要があること、その理論の中核をなすのが取引上の保護法益概念であることを示した。

(4)その他の領域

上記の3つの領域以外では、次の問題を立ち上げて検討した。

保護法益の拡大と法益の構造的多層性

保護法益の拡大は、人格的利益において、保護法益の構造的多層性の問題を引き起こしている。そもそも人格的利益は、財産や身体・生命と比べると、社会関係に依存する法益である。そのような法益の保護の拡大は、異なる社会関係の軋轢を法的に処理する必要を意味する。

例えば、既に「逆転事件」などで、「社会的評価の低下」による名誉毀損とプライバシー侵害の関係が議論されているが、これは、1人の人が規模も相互関係も異なる複数の社会を超えて活動し生活する場合に、その人のある人格利益をどの社会との関係で保護すべきかという問題である。この問題は、インターネット社会の進展によって広範に存在する問題になりつつある(忘れられる権利など。さらにはヘイトスピーチ、個人情報保護の問題の一部にもみられる)。

そのほか、国立景観訴訟では、景観利益を相隣関係上の保護法益ととらえるか、景観保護条例が考えられていた市政レベルの保護法益と考えるか、景観保護法が適用される国規模の保護法益と考えるかが問題になった。これは、景観利益という公共財については規模や相互関係が異なる諸社会の構成員が関わるためにどの社会の構成員の法的利益として保護すべきか（隣接地区の地権者か、近接地域の居住者か、地域外からの来訪者を含めるか）、景観利益を相隣関係、景観保護条例が考えられていた市政社会、景観保護法が適用される国家社会のいずれのレベルでの保護法益と考えるべきかという問題である。

侵害態様の複雑化と間接的侵害の拡大

イレッサ事件は、患者のための抗がん剤の副作用被害であり、製薬企業は副作用を一応説明し、被害者は一応了解していた。JR東海事件は認知症高齢者の軌道侵入が加害行為である。これらは、かつての薬害事件や一般の交通事故と異なり、危険な活動による・説明のない一方的な侵害ではない。また、直接の侵害者（処方医師、高齢者）でなく、侵害に間接的な関与者（製薬会社、高齢者の家族）の責任が問われている。このように不法行為の侵害態様が複雑化していることが、これらの事件に「高度化された過失」等の判例理論をそのまま適用することを難しくしている。この侵害態様の複雑化のうち、間接的侵害の問題を立ち上げて検討した。

古典的な不法行為は、交通事故・公害のように被告が他人の法益を直接に侵害した場合である。そうでない間接的侵害については、民法は、責任無能力者の法定監督義務者、使用者、注文者、工作物の占有者・所有者に限って、一定の要件の下での責任を規定する（714条以下の特殊の不法行為）。しかし、近時、侵害への間接的に関与した者の不法行為責任を問う事件が増え、裁判例は、それに709条を適用して責任を認める傾向にある。例えば、カラオケ装置を用いた演奏権侵害についてのカラオケ装置のリース会社の責任（最判平13・3・2民集55巻2号185頁）、プロバイダー責任、名義貸し責任の類推適用、配信サービスの通信社の責任等々である。この裁判例は、限定されていた作為義務を拡大し、714条以下の「間接的過失」を709条の「過失」に取り込み拡大させて過失概念を変容させ、賠償範囲の問題を提起している。

共同不法行為の機能変容

共同不法行為は、各共同行為者の侵害行為を要件とする点で、自らは侵害行為をしていない718条までの特殊不法行為とは異なり、主に個別的因果関係を補充する機能を果たしてきた。しかし、今日、719条を間接的侵害に適用する裁判例が増加し、共同不法行為の作為義務の根拠付けの機能を拡げている。

なお、市場を介した累積的競合による侵害（かつてのスモン被害、今日の建設アスベ

ト被害）は、各行為者が侵害行為をなしている点では間接的関与ではないが、市場のネットワークを介している点では直接的侵害でもない。このような侵害構造の特質ゆえに、個別的因果関係をどこまで要求するか（個別的因果関係要件の射程）が重要な問題になる。アメリカの市場占有率責任（Market Share Liability）はこの問題を共同不法行為論ではなく賠償責任論で受け止めている。市場介在型侵害に対応できる不法行為法理論を探るために、わが国の共同不法行為論と市場占有率責任との比較検討を行った。その結果、市場占有率責任は割合的責任の一種に過ぎないのに、アメリカでも割合的責任の可能性は十分理解されていないこと、DES訴訟は、薬品が fungible であったこと、薬品は非常に多くの会社がつくったこと、発症に10年~20年もかかったこと、DES製造者に共謀がなく、過失行為の共同も認定しにくく、共同行為にも択一的競合にもできない状況で紛争解決が求められたケースであることが示された。そして、MSLについては計算困難で、情報が必ずしも入手できないという障害があることが多いが、一律同等のリスクを増大させるケースで、理論を洗練させて用いることは可能であると考えられる。

(5)不法行為法の今日的構造と課題の析出

以上のように、今日の不法行為法は、過失・危険を超えるリスクへの責任原因の拡大、保護法益の拡大・多元化、注意義務と賠償責任における他の関与者の考慮、個別的因果関係要件の再検討という課題に面している。その背景には、科学的不確実なリスクを持つ活動の一般化と社会関係の複合化がある。

本研究は、以上の点を明らかにし、この知見を踏まえた不法行為法の目的論・機能論の再検討と、保護法益、責任原因、因果関係の要件論、割合的金銭賠償、差止め請求、賠償者複数の場合の責任形態等の効果論の再構成が次の研究課題であることを示した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

瀬川信久、マンション建設と近隣環境、査読なし、マンション法判例解説、2017年、174-175頁

大塚直、原発の稼働による危険に対する民事差止訴訟について、環境法研究、査読なし5号、2016年、91-116頁

後藤巻則、困惑類型の追加・不招請勧誘」、査読なし、法律時報88巻12号、2016年、31-36頁

大塚直、共同不法行為・競合的不法行為に関する検討、査読なし、NBL1056号、2015年、47-57頁

〔学会発表〕(計2件)

山口 齊昭、水準外医療の選択、日本賠償科学会第68回研究大会、2016年6月4日、西南学院大学

大塚直、共同不法行為・競合的不法行為に関する検討、日本私法学会第79回大会、2015年10月11日、立命館大学

〔図書〕(計3件)

瀬川 信久、成文堂、中間責任から間接的侵害へ、早稲田民法学の現在、2017年、603-620頁

後藤 巻則、有斐閣、取引関係における不法行為、新注釈民法、2017年、786-835頁

山口 齊昭、持続可能な安全医薬品の供給と医事法、持続可能社会への転換と法・法律学、2016年、308-333頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀬川 信久 (SEGAWA, Nobuhisa)
早稲田大学 法学学術院 (法務研究科・法務教育研究センター)・教授 (任期付)
研究者番号: 10009847

(2) 研究分担者

橋本 佳幸 (HASHIMOTO, Yoshiyuki)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号: 00273425

大塚 直 (OTSUKA, Tadashi)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 90143346

山口 齊昭 (YAMAGUCHI, Nariaki)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 00318320

後藤 巻則 (GOTO, Makinori)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 20255045

(3) 連携研究者

樋口 範雄 (HIGUCHI, Norio)
東京大学・法学政治学研究科・教授
研究者番号: 30009857

前田 陽一 (MAEDA, Youichi)
立教大学・法務研究科・教授
研究者番号: 20173718

水野 謙 (MIZUNO, Ken)
学習院大学・法学部・教授
研究者番号: 90250406

米村 滋人 (YONEMURA, Shigeto)
東京大学・法学政治学研究科・准教授
研究者番号: 40419990

吉村 良一 (YOSHIMURA, Ryoichi)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号: 40131312

大坂 恵里 (OSAKA, Eri)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号: 40364864

中村 恵 (NAKAMURA, Megumi)
東洋大学・法学部・教授
研究者番号: 70296903

日山 恵美 (HIYAMA, Emi)
広島大学・法務研究科・教授
研究者番号: 80559229

千葉 華月 (CHIBA, Kazuki)
北海学園大学・法学部・教授
研究者番号: 90448829

佐藤 雄一郎 (SATOU, Yuichiro)
東京学芸大学・教育学部・准教授
研究者番号: 70326031

一家 綱邦 (IKKA, Tsunakuni)
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・臨床研究支援部・倫理相談・教育研究室 室長
研究者番号: 50453981

黒沼 悦郎 (KURONUMA, Etsuro)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 40170138

原田 昌和 (HARADA, Masakazu)
立教大学・法学部・教授
研究者番号: 60340907

大澤 彩 (OSAWA, Aya)
法政大学・法学部・准教授
研究者番号: 30510995

山城 一真 (YAMASHIRO, Kazuma)
早稲田大学・法学学術院・准教授
研究者番号: 00453986

小野寺 倫子 (ONODERA, Michiko)
秋田大学・教育文化学部・准教授
研究者番号: 10601320